

「益子町部活動の在り方に関する方針」

平成31年2月
益子町教育委員会

学校の部活動（運動部、文化部）は、スポーツ、文化等に興味・関心のある生徒が参加し、各部の顧問の責任の下、学校教育の一環として行われ、好ましい人間関係の構築を図るとともに、自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、生徒の多様な学び場として教育的意義が大きいものです。

策定の趣旨

- ・本方針は、益子町の中学校の部活動を対象とし、部活動が、地域、学校、競技種目や活動内容等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものです。
（小学校の部活動もこの方針に準じます）

部活動の体制整備

- ・部活動顧問は、年間及び月間の活動計画等を作成し、生徒・保護者に知らせます。
- ・学校は、年間及び月間の活動計画、活動実績等を学校のホームページ等により公表します。

安全管理の徹底

- ・部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底します。
- ・部活動顧問は、部活動中、生徒の活動に立ち合い、直接指導することを原則とします。
- ・部活動顧問は、熱中症事故を予防するために、水分補給や健康観察を適切に実施します。

適切な休養日の設定

- ・学期中は、週当たり2日以上（平日1日、土曜日及び日曜日1日）の休養日を設けます。
週末に大会参加等で休養日が確保できない場合は、休養日を他の日に振り替えます。
- ・長期休業中は、学期に準じた扱いとし、長期の休養期間を設けます。
（学校閉庁日期間8/13～8/16、年度始めの2日間）
- ・大会（中体連、中文連）前において、休養日が確保できない場合は、前後に代替の休養日を確保します。

活動時間の設定

- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とします。
（1日の活動時間には準備や後片付けを含みません）
（平日の2時間程度は朝練習を含みます）
- ・朝練習を行う場合には、生徒の健康や学校生活、授業に支障のない範囲で実施します。
- ・練習試合等で基準の時間を超える場合は、適切に休養時間を設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間（16時間未満）にも留意します。
- ・特設部（陸上、駅伝、合唱等）の活動については、週当たりの活動時間の上限を考慮し、生徒のケガや故障等の防止に努めます。

学校単位で参加する大会等の見直し

- ・中体連等が主催する大会を除く、各部活動が参加する大会数の上限の目安を10回程度とします。